

告 示

埼玉県告示第千百四号

測量計画機関である上里町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上里町

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

児玉郡上里町全域

四 作業期間

令和四年十月七日から令和五年一月三十一日まで